



參考資料

資料 I 計画策定の経緯及び体制

1) 調布市下水道ビジョン策定の経緯

実施時期	主な取組概要	主な協議検討事項等
平成30年度	(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定に向けた情報収集・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の現状分析 ・ 経営戦略策定済の自治体等の事例調査
令和元年度	(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の収益見込みの試算 ・ 将来の投資額の整理 ・ 基本理念, 基本方針, 施策体系の検討
令和2年度		
令和2年8月6日	第1回(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の現状と課題について ・ 基本理念・基本方針について
令和2年8月24日	令和2年度第1回調布市環境保全審議会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道総合ビジョン策定に向けた検討状況について
令和2年9月25日	第1回(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会庁内検討部会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道総合ビジョン策定の検討状況について ・ 施策体系(素案)について
令和2年10月23日	第2回(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会庁内検討部会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回庁内検討部会における主な意見と計画への反映について ・ 主要施策及び投資・財政計画について ・ 下水道総合ビジョン(素案)について
令和2年11月2日	第2回(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回検討委員会及び庁内検討部会における主な意見と計画への反映について ・ 主要施策及び投資・財政計画について ・ 下水道総合ビジョン(素案)について
令和2年12月21日	第2回調布市環境保全審議会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道ビジョン(素案)について
令和2年12月21日 ～令和3年1月22日	パブリック・コメントの実施	
令和3年2月8日	第3回(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの実施結果等について ・ 下水道ビジョン(案)について

2) (仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会委員名簿

(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会

	分野	氏名 (敬称略)	所属等
委員長	学識経験者	長岡 裕	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科教授
副委員長	学識経験者	佐久間 己晴	有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター・ヘルスケア事業部 マネージャー 公認会計士
委員	行政(東京都)	川上 直之	東京都下水道局 流域下水道本部技術部計画課長
委員	行政(調布市)	山内 隆宏	調布市行政経営部参事(財政担当)
委員	行政(調布市)	岩本 宏樹	調布市環境部長

3) (仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会要綱

○ (仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会要綱

令和2年6月17日要綱第87号

第1 設置

調布市における下水道分野のマスタープランである調布市下水道総合計画(平成23年3月策定)の次期計画である(仮称)調布市下水道総合ビジョン(以下「総合ビジョン」という。)の策定等について検討を行うため、(仮称)調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 所掌事項

委員会は、総合ビジョンの策定について必要な事項を調査検討し、その結果を踏まえて総合ビジョンの案を作成し、市長に報告するものとする。

第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 東京都下水道局流域下水道本部の長が推薦する者 1人以内
- (3) 行政経営部参事(財政担当)
- (4) 環境部長

第4 委員の任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から総合ビジョンの策定の日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。

第7 意見の聴取等

委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庁内検討部会

委員会に、委員会の所掌事項に関する調査研究等の作業を行うため、庁内検討部会を置くことができる。

- 2 庁内検討部会は、次の各号に掲げる職員（以下「メンバー」という。）をもって構成する。
 - (1) 環境部次長
 - (2) 行政経営部政策企画課長
 - (3) 行政経営部行財政改革課長
 - (4) 行政経営部財政課長
 - (5) 総務部総合防災安全課長
 - (6) 環境部環境政策課長
 - (7) 環境部下水道課長
 - (8) 都市整備部街づくり事業課長
 - (9) 都市整備部道路管理課長
- 3 庁内検討部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、環境部次長をもって充てる。
- 5 部会長は、庁内検討部会の会務を掌理し、庁内検討部会の経過及び結果を委員会に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名したメンバーがその職務を代理する。
- 7 庁内検討部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、議題等に応じて招集するメンバーを限定して庁内検討部会を開催することができる。
- 9 庁内検討部会は、部会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。
- 10 部会長は、庁内検討部会の運営上必要と認めるときは、メンバー以外の者を庁内検討部会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 11 メンバーは、やむを得ず庁内検討部会を欠席する場合は、他の職員を代理として出席させるものとする。

第9 庶務

委員会及び庁内検討部会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

資料 2 主な関連計画一覧

調布市下水道ビジョンと関連する主な計画を以下に示しています。

区分	計画名	該当ページ
国策定 計画	新下水道ビジョン（平成 26 年 7 月国土交通省策定）	10
	「経営戦略」の策定推進について（平成 28 年 1 月総務省通知）	10
	新下水道ビジョン加速戦略（平成 29 年 8 月国土交通省策定）	10, 14
	東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針（平成 19 年 9 月国土交通省策定）	14
	広域化・共同化計画策定マニュアル（改定版）令和 2 年 3 月，総務省・農林水産省・国土交通省・環境省	69
東京都 策定計画	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（平成 21 年 7 月策定）	14
	東京都下水道事業経営計画 2 0 1 6（平成 28 年 2 月策定）	11, 14
	東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成 26 年 6 月改定）	11, 26
	野川流域豪雨対策計画（平成 21 年 11 月策定）	26
	東京都気候変動適応方針（令和元年 12 月策定）	11, 14
	野川流域豪雨対策計画（改定）（平成 31 年 3 月策定）	56
調布市 策定計画	調布市総合計画（平成 24 年度策定）	82
	調布市基本計画（令和元年度策定）	12, 14
	調布市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）	12
	調布市都市計画マスタープラン改定版（平成 26 年 9 月改定）	12, 14
	調布市環境基本計画（平成 28 年 3 月策定）	12, 14, 25, 28, 55
	調布市地域防災計画（平成 30 年修正）（平成 30 年 3 月策定）	19, 71, 72
	調布市下水道地震対策に関する基本方針（平成 31 年 3 月策定）	18, 57
	調布市下水道長寿命化計画（平成 27 年 10 月策定）	20
	調布市ストックマネジメント全体計画（平成 30 年 5 月策定）	21, 59, 92
	第 1 期ストックマネジメント実施計画（令和 2 年度策定）	59

資料 3 下水道使用料の体系

(第5章「投資・財政計画」関連)

第5章の投資・財政計画に掲載した下水道使用料の令和2年度現在の体系を以下に示します。

1) 下水道使用料の条例上の規定

＜調布市下水道条例（昭和47年調布市条例第24号）より抜粋＞

(使用料の徴収)

第12条 市は、処理区域内の公共下水道の使用について、使用者^(※1)から使用料を徴収する。

2 市は、法^(※2)第9条の規定により公示された供用開始日から使用料を徴収する。ただし、処理区域外の使用者についても、処理区域内の使用者に準じて使用料を徴収することができる。

3 前項に規定する使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。

(概算使用料の前納)

第13条 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、市長は、2月分に相当する概算使用料を前納させることができる。

2 前項の概算使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要があると認めるときに清算する。

(使用料の算定方法)

第14条 使用料の額は、1月について次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

汚水の種別	排出量	使用料
一般汚水	10立方メートル以下の分	350円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 81円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 98円
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 125円
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 144円
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 172円
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 201円
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 227円
浴場汚水		1立方メートルにつき 20円
共用汚水	10立方メートル以下の分	230円
	10立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 40円
備考		
1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。		
2 浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、蒸風呂その他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。		
3 共用汚水とは、水道の給水装置又は井戸（動力式揚水設備を有するものを除く。）を共用して生じた汚水で、公共下水道に排除するものをいう。		

(使用料算定の基準)

第15条 市長は、毎月定例日現在によりその日の属する月分として使用料を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認められたものについては、隔月定例日に2月分をまとめて算定し、その日の属する月分及びその前月分の使用料とすることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の定例日によらないことができる。

(汚水排出量の認定等)

第16条 水道水を使用したときにおいては、水道の使用水量をもってその排出量とみなす。

2 水道水以外の水を使用したときにおいては、その水の使用の態様その他の事情を考慮して市長が認定した使用水量をもって汚水の排出量とみなす。

3 市長は、前項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

4 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理し、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(特殊営業に係る汚水排出量の認定等)

第17条 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎月の汚水の排出量を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第19条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(注)

※1 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。

※2 法 下水道法(昭和33年 法律第79号)

2) 下水道使用料の体系

使用料全般の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市下水道条例に基づき、下水道使用料を算定し徴収 ・現行使用料体系は平成12（2000）年4月に改定（消費税及び地方消費税の税率10%への改正に伴う改定は令和元年12月に実施） ・徴収事務は東京都水道局へ委託し、水道料金と一括で徴収 ・徴収月は隔月（2カ月に1回） 	
一般家庭用使用料体系の概要・考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料と従量使用料を併用する二部使用料制を採用 ・基本使用料には、基本水量10m³を設定。従量使用料には累進制を採用 	
業務用使用料体系の概要・考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用使用料体系と同一 ※公衆浴場は従量使用料のみを採用 	
その他の使用料体系の概要・考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市下水道条例第18条及び調布市下水道条例施行規則第27条に基づき、以下の場合には使用料を減免 <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護受給者 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による受給者 ③児童扶養手当受給者 ④特別児童扶養手当受給者 ⑤国民年金法（昭和34年法律第141号）により旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金の受給権を有する者で、遺族基礎年金の受給者 ⑥特に市長が必要と認める者（東日本大震災避難者等） 	
条例上の使用料 （一般家庭における20m ³ あたりの使用料）	平成29年度 1,252円	業務用を含む20m ³ あたりの実質的な使用料 （下水道使用料収入の合計 ÷ 年間有収水量 × 20m ³ ）	平成29年度 1,684円
	平成30年度 1,252円		平成30年度 1,671円
	令和元年度（～11月まで）1,252円 （12月～）1,276円		令和元年度 1,680円
下水道使用料収入 （公営企業会計への移行に伴い、打切決算を行った令和元年度は、例年どおり出納整理期間が存在したと仮定した場合の収納済額）		平成29年度 20億3,563万1,381円 （収納率98.10%）	
		平成30年度 20億2,396万3,692円 （収納率97.84%）	
		令和元年度 20億3,499万9,548円 （収納率98.27%）	
年間有収水量		平成29年度 2,418万882m ³	
		平成30年度 2,422万3,905m ³	
		令和元年度 2,422万7,161m ³	

資料 4 経営指標の今後の見通し

(第 5 章「投資・財政計画」関連)

第 5 章の投資・財政計画に基づく経営指標の試算結果を以下に示します。なお、本試算結果は、長期的な視点で経営状況の見通しを示すために検討した投資・財政計画に基づくものであり、目標値として定めたものではありません。

区分	指標名	単位	計算式
(1) 施設の効率性	有収率	%	年間有収水量/年間汚水処理水量×100
	水洗化率	%	現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100
(2) 経営の効率性	使用料単価	円/m	下水道使用料収入/有収水量×100
	汚水処理原価	円/m	汚水処理費(汚水に係る維持管理費+資本費)/年間有収水量
	汚水処理原価(維持管理費)	円/m	汚水処理費(汚水に係る維持管理費)/年間有収水量
	汚水処理原価(資本費)	円/m	汚水処理費(汚水に係る資本費)/年間有収水量
	経費回収率	%	下水道使用料収入/汚水処理費×100
(3) 財政状態の健全性	経常収支比率	%	経常収益/経常費用×100
	累積欠損金比率	%	当年度未処理欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
	流動比率	%	流動資産/流動負債×100
	企業債残高対事業規模比率	%	(企業債現在高合計-一般会計負担額)/(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100
	1人あたりの企業債残高	千円/人	企業債残高/水洗便所設置済人口
	自己資本構成比率	%	(資本+繰延収益)/(負債+資本)×100
(4) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	%	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100
	管渠老朽化率	%	標準耐用年数を経過した管渠延長/下水道布設延長×100 ※長寿命化工事とストックマネジメント工事のみを改築更新延長として算定
	管渠改善率	%	改善(更新・改良・修繕)管渠延長/下水道布設延長×100 ※長寿命化工事とストックマネジメント工事のみを改築更新延長として算定

類似団体：Aa区分で法適用済みの20団体

H30		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
類似団体平均 【法適用】	調布市 【法非適用】	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
-	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%
114.8	83.6	78.0	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2	77.2
107.2	67.5	85.2	86.1	82.6	83.1	82.3	80.2	79.6	83.2	77.8	76.9	75.9
-	-	67.1	68.9	65.3	65.8	65.4	63.5	63.5	64.6	63.5	63.5	63.5
-	-	18.1	17.2	17.3	17.3	17.0	16.7	16.1	18.6	14.3	13.4	12.4
92.8%	123.7%	91.5%	89.7%	93.5%	92.9%	93.8%	96.2%	97.0%	92.8%	99.3%	100.4%	101.7%
110.4%	105.6%	98.2%	96.0%	97.8%	97.5%	97.9%	99.1%	99.5%	97.3%	100.6%	101.2%	101.9%
9.7% 2団体平均※	-	1.6%	7.7%	11.0%	14.5%	17.6%	18.9%	19.6%	23.4%	22.8%	21.3%	19.0%
93.1%	-	145.5%	188.6%	227.3%	253.6%	270.5%	282.7%	292.2%	295.7%	297.0%	293.3%	285.6%
508%	139%	168%	195%	215%	233%	249%	255%	260%	264%	268%	272%	275%
125	30	33	37	41	45	48	49	50	51	52	52	53
-	-	74.7%	70.8%	67.6%	64.6%	62.0%	60.5%	59.0%	57.5%	56.4%	55.3%	54.5%
23.7%	-	6.3%	11.9%	17.0%	21.6%	25.6%	29.5%	33.0%	36.2%	39.0%	41.4%	43.4%
5.1%	-	5.8%	8.3%	13.2%	20.2%	25.7%	29.5%	33.1%	39.3%	47.8%	57.9%	69.0%
0.2%	0.2%	0.02%	0.00%	0.03%	0.02%	0.04%	0.03%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%

※類似団体【法適用】の20団体のうち2団体のみ当年度未処理欠損金が生じており、この2団体平均を表記している。

前頁に示した経営指標の概要を以下に示します。

区分	指標名	単位	説明
(1) 施設の効率性	有収率	%	一般的に有収率は、下水処理場における年間処理水量のうち、年間有収水量の割合を示す。 調布市は下水処理場を保有していないため、次の考え方にに基づき算定している。 地下水量（不明水）の流入率を多摩地域における流入水量の実績（平成5年～平成14年）を考慮し、合流処理区については、日最大汚水処理水量の20%としている。 不明水量は、次式による。 ・不明水量（m）＝日最大汚水処理水量（m）×20（%） （日最大汚水処理水量（m）＝日平均汚水処理水量×1.25） これより、有収率は次式で算定され、理論値として80%となる。 ・有収率（%）＝（日平均汚水処理水量）／（日平均汚水処理水量＋不明水量）×100＝80（%）
	水洗化率	%	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。
(2) 経営の効率性	使用料単価	円／m ³	年間有収水量1m ³ 当たりの下水道使用料収入であり、下水道使用料の水準を表した指標である。
	汚水処理原価	円／m ³	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理原価（維持管理費）と汚水処理原価（資本費）の合計であり、汚水処理に係るコストを表した指標である。
	汚水処理原価（維持管理費）	円／m ³	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理（維持管理費）に要した費用である。
	汚水処理原価（資本費）	円／m ³	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理（資本費）に要した費用である。
	経費回収率	%	下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、下水道使用料の水準等を評価することが可能である。
(3) 財政状態の健全性	経常収支比率	%	当該年度において、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。
	累積欠損金比率	%	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。
	流動比率	%	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標である。
	企業債残高対事業規模比率	%	下水道使用料に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。
	1人あたりの企業債残高	千円／人	企業債残高を処理区域内人口で除したものである。
	自己資本構成比率	%	当該年度決算に基づく、負債資本合計に対する自己資本（資本に繰延収益を加えたもの）の割合である。
(4) 老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	%	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。
	管渠老朽化率	%	標準耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。
	管渠改善率	%	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

資料 5 年度別建設改良費の実績及び今後の見通し

(第 5 章「投資・財政計画」関連)

第 5 章の投資・財政計画の「図 5-4 建設改良費の見通し」に計上した建設改良費の内訳を以下に示します。

実績値 (R2年度のみ予算)

(単位: 千円・税込)

建設改良費 内訳	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地震対策	40,689	88,825	0	70,486	70,001	74,198	0	0	0	0
合流式下水道改善	169,528	294,903	60,223	0	0	0	0	0	0	0
老朽化・劣化対策	0	0	0	0	22,243	190,141	182,523	245,338	185,754	307,428
ポンプ場自然流下化事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55,218
流域下水道建設・改良負担金	131,246	138,031	168,728	18,033	46,585	34,540	36,397	49,741	30,459	62,345
その他建設改良費	356,024	259,352	317,175	316,458	474,550	544,105	283,638	237,069	216,055	636,671
計	697,487	781,111	546,126	404,977	613,379	842,984	502,558	532,148	432,268	1,061,662
累計	697,487	1,478,598	2,024,724	2,429,701	3,043,080	3,886,064	4,388,622	4,920,770	5,353,038	6,414,700

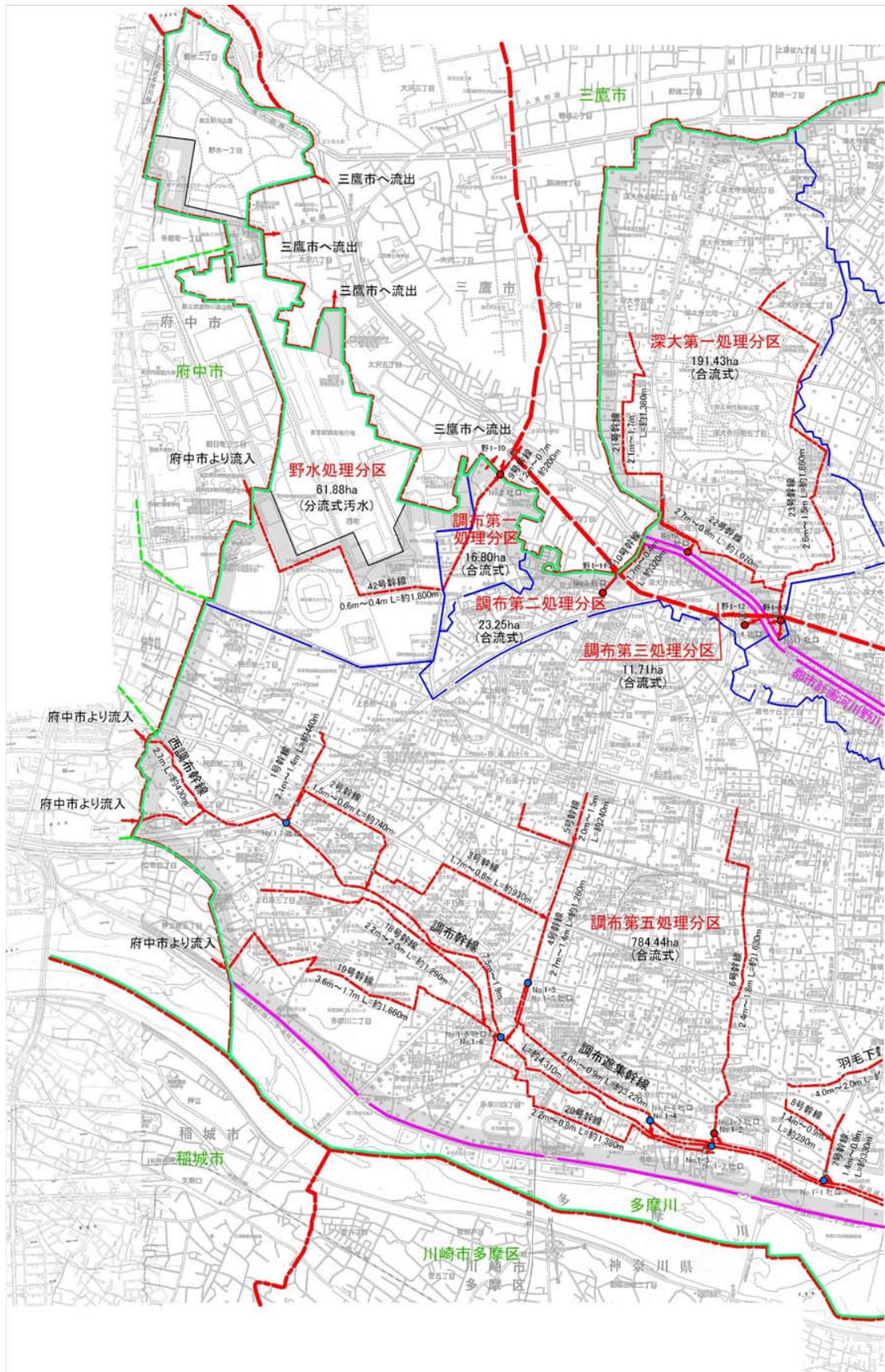
将来見通し

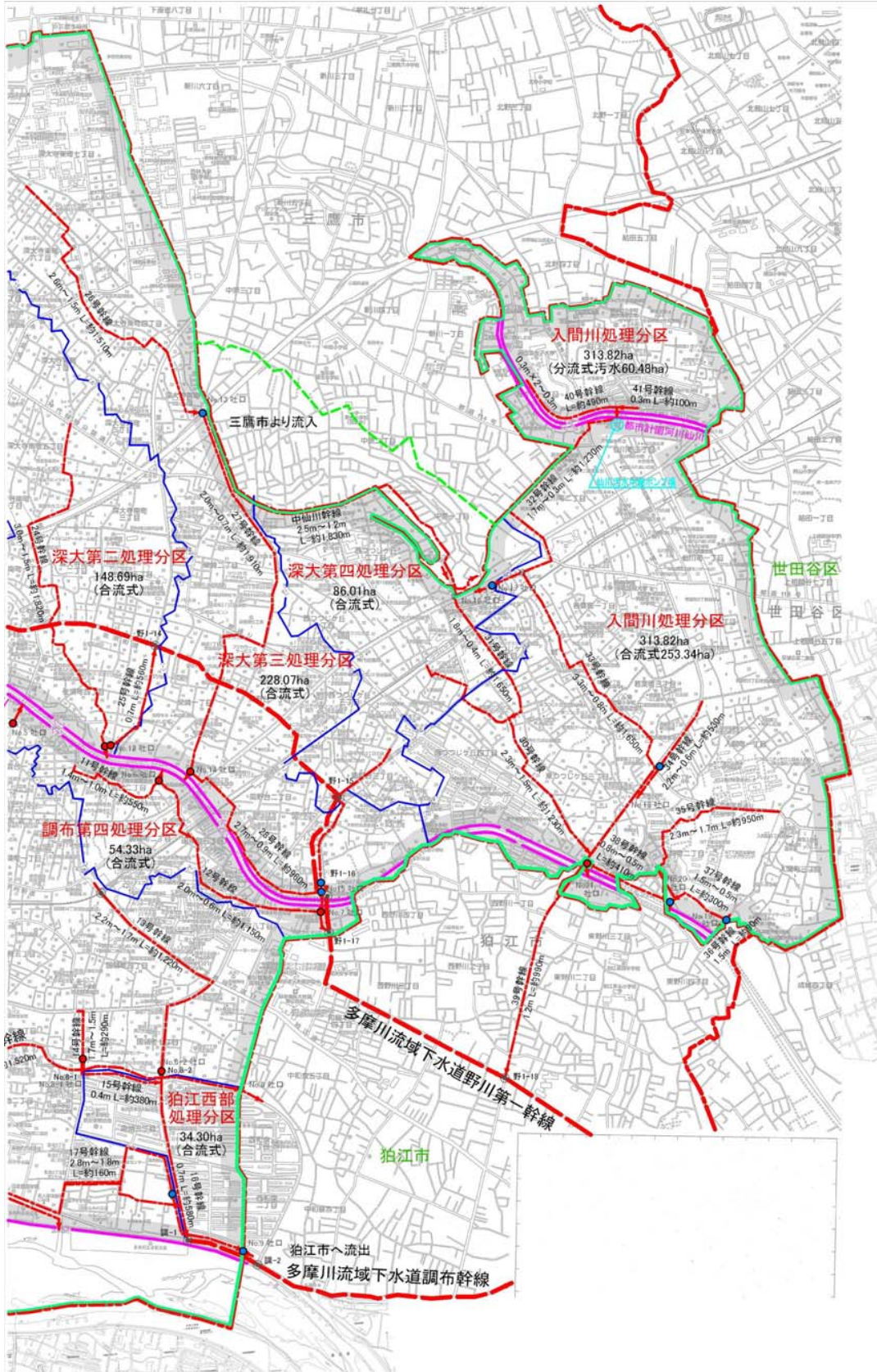
(単位: 千円・税込)

建設改良費 内訳	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地震対策	0	0	20,000	239,301	239,301	239,301	239,301	239,301	239,301	239,301
合流式下水道改善	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老朽化・劣化対策	10,967	300,050	277,569	321,015	339,500	268,060	268,060	268,060	268,060	268,060
ポンプ場自然流下化事業	805,852	600,000	600,000	402,000	0	0	0	0	0	0
流域下水道建設・改良負担金	143,163	153,089	147,416	148,200	147,416	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
その他建設改良費	576,680	430,100	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000
計	1,536,662	1,483,239	1,474,985	1,540,516	1,156,217	1,087,361	1,087,361	1,087,361	1,087,361	1,087,361
累計	1,536,662	3,019,901	4,494,886	6,035,402	7,191,619	8,278,980	9,366,341	10,453,702	11,541,063	12,628,424

※その他建設改良費には、都市計画道路等の整備に伴う下水道整備費、都道共同工事下水道施設など他自治体への建設費負担金、浸水対策事業費（令和 2(2020)年度のみ）などを計上しています。

資料 6 下水道処理区域と主要な幹線





資料 7 図表一覧

ページ	図表番号	タイトル
第1章		
2	図 1-1	多摩川流域下水道野川処理区の概要
3	図 1-2	合流式下水道のイメージ図
3	図 1-3	仙川汚水中継ポンプ場
4	図 1-4	公共下水道区域図と幹線系統
5	図 1-5	調布市下水道における主要施策
5	表 1-1	調布市下水道総合計画の体系
6	図 1-6	経過年数別管路延長の割合
6	表 1-2	経過年数別管路延長一覧表
7	図 1-7	人口と水洗化率の推移
7	表 1-3	平成23(2011)年の東日本大震災以降の主な災害
8	図 1-8	SDGsの17の目標
10	図 1-9	公営企業における更なる経営改革の推進
10	表 1-4	調布市下水道総合計画(平成23(2011)年3月策定)以降の主な施策展開(国)
11	図 1-10	東京都豪雨対策基本方針(改定)における減災対策の主な内容
11	表 1-5	調布市下水道総合計画(平成23(2011)年3月策定)以降の主な施策展開(都)
12	表 1-6	調布市の上位計画・関連計画の更新
14	図 1-11	調布市下水道ビジョンの位置付け
15	図 1-12	調布市下水道ビジョンの計画期間
16	コラム1	都市の水循環・合流式下水道のしくみ。吐け口の様子
第2章		
18	図 2-1	マンホール接続部の可とう化イメージ図
19	表 2-1	「調布市下水道地震対策に関する基本方針」で重要な幹線等と分類した管路一覧
20	図 2-2	長寿命化対策の実施箇所
21	図 2-3	管路老朽化の例
23	表 2-2	入間川上流域(東つつじヶ丘・三鷹市中原地域)の主な水害
24	図 2-4	調布市防災河川情報ポータルサイト及び水位計等設置箇所図
25	図 2-5	雨水浸透ますイメージ図
25	図 2-6	雨水ますへの浸透管の設置イメージ図
27	図 2-7	合流式下水道の改善対策の取組イメージ図
27	図 2-8	きょう雑物除去施設の例
29	図 2-9	下水汚泥焼却灰の有効利用の例
30	図 2-10	調布市下水道事業における5年ごとの職員数の推移
30	表 2-3	令和2(2020)年度からの組織体制の見直し
31	表 2-4	下水道課の主な業務とABC分析結果
32	図 2-11	調布市初のマンホールカード
33	図 2-12	下水道整備費(有形固定資産取得価額)の推移
33	図 2-13	管渠の標準耐用年数を超過する管路延長の今後の見直し
34	図 2-14	処理区域内人口1人あたりの企業債残高の比較
34	表 2-5	主な経営指標の他団体との比較(平成30(2018)年度決算)
35	図 2-15	公営企業会計の予算区分
35	表 2-6	下水道台帳システムの導入
35	表 2-7	水位情報等の遠隔監視システムの導入
42	コラム2	1時間降水50mm以上の発生回数推移・合流式下水道の課題
第3章		
45	図 3-1	基本方針の相互関係イメージ図
46	図 3-2	基本理念・基本方針の関係イメージ図

ページ	図表番号	タイトル
第4章		
53	図 4-1	今後考えられる浸水被害軽減対策の例
54	図 4-2	「流域治水」への転換
55	図 4-3	「多摩川緊急治水対策プロジェクト」より調布市付近の河川における対策
55	図 4-4	雨水浸透施設、雨水貯留施設の例
58	図 4-5	地震対策の例
59	表 4-1	管渠改築・更新計画
60	図 4-6	ストックマネジメント計画における管路の維持管理情報の蓄積とPDCA サイクルのイメージ
60	表 4-2	マンホール蓋改築・更新計画
61	図 4-7	ストックマネジメントの実施フロー
64	図 4-8	下水水温と気温との比較イメージ図
64	図 4-9	下水熱利用の概要
67	図 4-10	人材の確保・育成のイメージ図
68	図 4-11	下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務
69	表 4-3	事務の共同化等により期待される効果(ソフト連携)の例
71	図 4-12	下水道BCPのPDCA サイクルの構築イメージ
72	図 4-13	水位の観測状況、可搬式排水ポンプの運搬設置訓練状況
73	図 4-14	多摩地域における公共下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定
74	図 4-15	調布市ホームページの掲載例(SNS での会話を装ったコンテンツ)
74	表 4-4	情報発信に関するこれまでの主な取組内容
79	図 4-16	仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化箇所図
79	図 4-17	i-Gesuido の概要
82	図 4-18	雨水ますに雨水が流れなくなってしまう例
82	図 4-19	「下水道に油を流さない」イメージ図
83	図 4-20	浸透ます、排水設備と公共下水道の関係イメージ図(合流式下水道の場合)
83	図 4-21	簡易水のりの作り方
86	コラム3	ストックマネジメント支援制度のイメージ
第5章		
88	図 5-1	雨水公費・汚水私費の原則
89	図 5-2	公営企業会計の予算管理
90	図 5-3	汚水処理費の算定イメージ
92	図 5-4	建設改良費の見直し
92	図 5-5	経常費用の見直し
93	図 5-6	建設改良費に充当する財源の見直し
93	図 5-7	経常費用の財源の見直し
94	図 5-8	水洗化人口の見直し
94	図 5-9	下水道使用料の見直し
95	図 5-10	一般会計繰入金の見直し
96	図 5-11	企業債発行額と元金償還額の見直し
96	図 5-12	企業債残高の見直し
97	図 5-13	企業債残高対事業規模比率の見直し
98	図 5-14	現金収支の見直し
98	図 5-15	資金残高の見直し
99	図 5-16	経常損益の見直し
99	図 5-17	繰越利益剰余金(累積欠損金)の見直し
100	図 5-18	経常収支比率の見直し
101	図 5-19	経費回収率の見直し
110	コラム5	経営戦略のイメージ・経営戦略策定の流れ